

名古屋国際会議場整備運営事業  
落札者決定基準

---

令和4年3月  
名古屋市

## 目次

<b>第1 落札者決定基準の位置づけ</b> .....	<b>1</b>
<b>第2 事業者選定の概要</b> .....	<b>1</b>
1 事業者選定の方法.....	1
2 審査の進め方.....	1
3 審査体制.....	1
<b>第3 資格審査</b> .....	<b>3</b>
<b>第4 提案審査</b> .....	<b>3</b>
1 基礎審査.....	3
2 総合評価.....	5
<b>第5 優秀提案者の選定</b> .....	<b>18</b>
<b>第6 落札者の決定</b> .....	<b>18</b>

## 第1 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、名古屋市（以下「市」という。）が「名古屋国際会議場整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「名古屋国際会議場整備等事業者審議会」（以下「審議会」という。）において、優れた入札参加者を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の定義と同じものとする。

## 第2 事業者選定の概要

### 1 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とする。

事業者の選定にあたっては、入札価格、設計、建設、維持管理、運営等に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価し落札者を決定する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

### 2 審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

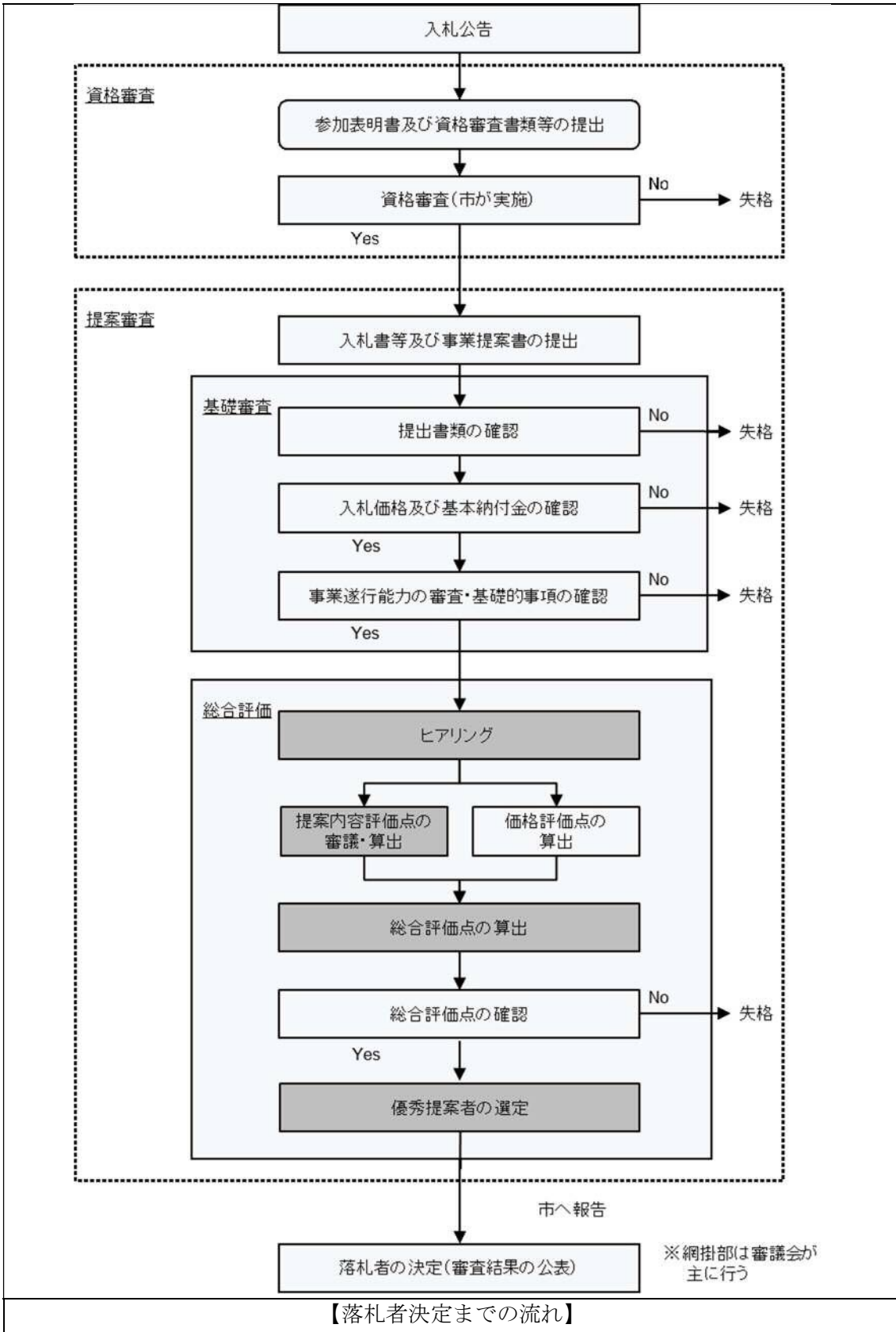
### 3 審査体制

審議会は、入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。なお、市又は審議会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

市が設置した審議会は、以下5名の委員により構成される。なお、応募者の構成員等が、落札者決定前までに、審議会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、応募者は失格とする。

役職	氏名	所属（役職・肩書）
会長	加藤 義人	国立大学法人岐阜大学工学部・客員教授
委員	生田 京子	名城大学理工学部建築学科・教授
委員	小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所・公認会計士
委員	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科・教授（学長補佐）
委員	森口 巳都留	（株）MICEジャパン・代表取締役社長

（会長を除く委員は50音順、敬称略）



### 第3 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を市において確認する。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とする。

なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は、入札説明書の「第3の1」に示している。

### 第4 提案審査

#### 1 基礎審査

市は、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書について、以下に示す基礎審査項目を満たしているかを確認する。当該項目のいずれかでも満たしていない場合、入札参加者に確認の上、失格とする。全ての要件に適合していると確認された入札参加者は、総合評価の対象とする。

##### (1) 提出書類の確認

市は、提出された書類について、下記の審査項目を満たしていることの確認を行う。

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

##### (2) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

##### (3) 基本納付金の確認

市は、基本納付金が最低提案額（最低基本納付金）以上となっていることの確認を行う。最低提案額（最低基本納付金）以上であることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、最低提案額（最低基本納付金）未満の入札参加者は失格とする。

##### (4) 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、下記の基礎的な事項について満足していることの確認を行う。

###### ア 事業遂行に関する確認

審査項目	審査内容
特別目的会社の組成内容	構成員全てが出資しているか。構成全体の出資比率の合計が、発行済株式の総数 50%を超えているか。代表企業が最大出資者となっているか。名古屋市内に設立することとしているか。

審査項目	審査内容
資金調達	資金調達先（出資、借入）、調達額、調達条件（金利等）が明示されているか。また、プロジェクトファイナンスによる資金調達が前提となっているか。
関心表明書	融資機関の関心表明書が添付されているか。（添付されていない場合、その合理的な理由が示されているか。）
事業の安定性	借入金の返済能力があるか。（DSCR $\geq$ 1.0以上）
保険	市の要求する保険の付保が予定されているか。
前提条件との整合性	事業収支計画の前提条件が、施設整備計画等の提案内容と整合がとれた費用となっているか。また、算出根拠が明示されているか。
税金等の条件設定	税金、金利等の前提条件が的確に設定されているか。
計数の整合性	各提案書類の計数の整合性がとれているか。
事業収支計算	収支項目の設定、事業収支計算等が適切に行われているか。
スケジュール	想定する工程となっているか。国際会議場の引渡しが令和8年3月末までに完了する工程となっているか。

#### イ 要求水準の達成確認

提案内容が要求水準を満たしているかどうかを、様式集による事業提案書への記載事項等に基づき確認する。

提案内容は、市が要求する要求水準に対して、事業実施時にその要求水準を満たすことを確約すること、また要求水準を満たすための対応方策等について具体性を持って記載することが必要となる。事業提案書に記載される内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。

要求水準の達成確認を行うにあたり、入札参加者から提出された事業提案書に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別質疑を行って確認する場合がある。

#### ウ 財務状況の確認

市は、代表企業及びすべての構成員が、直近2期分の決算において連続して債務超過でないことの確認を行う。直近2期分の決算において連続して債務超過の代表企業、構成員が含まれる入札参加者は失格とする。

## 2 総合評価

### (1) 提案内容評価点の審議・算出

#### ア 提案内容の評価項目と配点

本評価では、審議会において、各提案内容をウに示す8つの評価項目（①事業実施、②施設整備（共通事項、既存施設、新設施設）、③開館準備業務、④工程、⑤維持管理業務、⑥運営業務、⑦自主事業、⑧提案全般）により評価、採点する。

なお、本評価の合計点（以下「提案内容評価点」という。）は【800点】とする。

#### イ 提案内容の評価項目の採点基準

入札価格を除いた提案内容に関する評価では、各評価項目において、次に示す5段階により評価、採点することとする。

評価	評価内容	採点基準
A	要求水準を超える提案があり、特に優れている	配点 × 1.00
B	要求水準を超える提案があり、優れている	配点 × 0.75
C	要求水準を超える提案ある	配点 × 0.50
D	要求水準を超える提案があるが、具体性や実効性に欠けている	配点 × 0.25
E	要求水準を満たしている程度（評価に値する提案が見られない）	配点 × 0.00

## ウ 提案内容の評価項目における評価の視点と配点

### ① 事業実施に関する評価【160点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
1-1	事業実施の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の目的及び方針を十分に理解した優れた基本方針となっているか</li> <li>●都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上に資する施設とすることを旨とした優れた方針となっているか</li> <li>●グローバルな利用を想定し、世界の主催者から開催候補地として選ばれる施設となることを旨とした方針となっており、開催地としての魅力をあげる効果的な提案がなされているか</li> <li>●本事業の特性等を把握し、事業者独自の視点が明確であるか</li> <li>●立地条件等に十分配慮した事業計画になっているか</li> <li>●民間の経営能力及び技術能力を活用した効率的な施設の設置、維持管理運営が期待でき、事業の効率化を図ったものとなっているか</li> </ul>	35	7-2-1
1-2	事業実施体制及び役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業期間を通じ、非常時を含め、本事業を円滑に実施する実施体制となっているか</li> <li>●代表企業、構成員、協力企業等の役割分担が適切・明確か</li> <li>●代表企業、構成員、協力企業等の組織間の連携、意思疎通を円滑とするための具体的かつ効果的な取り組みが提案されているか</li> <li>●事業を統括する企業、責任者が適切・明確か</li> <li>●緊急時の駆け付け体制も含め、適切な人員・バックアップ体制となっているか</li> <li>●業務品質の確保のための効果的な取り組みが提案されているか</li> </ul>	25	7-2-2
1-3	事業の安定性及び事業継続性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各費用が適切に計上され安定的な収支計画となっているか。（特に適切な維持管理費が確保されているか）</li> <li>●構成員、協力企業等への支払いも含め資金調達、資金繰りが確実なものとなっているか</li> <li>●事業資金の不足への対応が十分に検討されているか</li> <li>●事業破綻リスクの抑制の考え方、顕在時の対応策は適切か</li> <li>●民間事業者のノウハウ、ネットワークを活用することで事業期間中の社会ニーズの変化にも継続的かつ柔軟に対応していくための具体的な提案及び体制が示されているか</li> </ul>	25	7-2-3
1-4	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市が行うモニタリングへ効率的に寄与する取り組みが提案されているか</li> <li>●サービスの質の維持・向上を図るためのセルフモニタリングの方法が具体的に提案されているか</li> <li>●意見反映等、業務改善プロセスは妥当性があり、実現可能性の高いものとなっているか</li> </ul>	20	7-2-4



No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
1-5	リスクへの適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本事業に特有なリスクも含め、本事業の継続と業務遂行にあたり想定されるリスクが的確に分析されているか</li> <li>●リスク低減・防止及び効果的な対応策が備えられているか</li> <li>●技術革新リスク、需要変動リスクを最小限に抑えるための方策がとられているか</li> <li>●情報の保護及び管理体制、保管方法は適切か</li> </ul>	25	7-2-5
1-6	周辺環境・地域社会・持続可能性への貢献・配慮・取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本事業を通じた施設周辺や地域社会、持続可能性への貢献について、適切に分析し効果を高める具体的な方法が提案されているか</li> <li>●本事業が周辺環境や地域社会、持続可能性へ与える影響について、適切に分析し対応策について提案されているか</li> <li>●周辺環境・地域社会・持続可能性への貢献・配慮に継続的に取り組むことを担保する具体的な方法が提案されているか</li> <li>●地元企業の参画促進や、地元の雇用促進、地場製品の活用等、地域経済の活性化に寄与する効果的な配慮がされているか</li> </ul>	30	7-2-6

② 施設整備に関する評価【305点】

■ 共通事項【120点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
2-1	施設整備の基本方針・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の目的及び方針を踏まえた優れた施設整備方針となっているか</li> <li>●設計業務、建設業務及び工事監理業務の実施体制、品質の確保について、具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●運営の視点が十分に盛り込まれた施設計画となっているか</li> </ul>	15	7-3-1

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
2-2	施設整備の全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者や主催者の観点から安全性・機能性を考慮した優れた配置計画、歩行者動線計画・車両動線計画となっているか</li> <li>●本施設のハード整備を通して周辺施設（堀川の水辺空間、水上交通、白鳥庭園・白鳥公園等）と調和し一体性を高め、一層の魅力向上を図るための具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●既存緑地との調和を図るとともに、景観や近隣住宅、利用者に配慮した優れた提案がなされているか</li> <li>●国際会議場の施設内から堀川への眺望に配慮した具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●防災機能の拡充に配慮した優れた計画となっているか</li> <li>●事業期間終了後も長期間継続して使用することを見据えた整備計画になっているか</li> <li>●敷地全体について国際会議場として相応しい外構計画となっているか</li> </ul>	15	7-3-2
2-3	利便性・快適性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用用途を踏まえたユニバーサルデザインへの対応方法について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●利用者がわかりやすいサイン計画について具体的かつ優れた提案されているか</li> <li>●海外を含めた多様な文化や習慣等に配慮した施設となるような具体的かつ優れた提案がなされているか</li> </ul>	15	7-3-3
2-4	維持管理のしやすさ・経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●効率的かつ効果的な一体管理について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●建物の構造、躯体、材質・材料及び設備の安全性、耐久性、信頼性、防汚性や維持管理等における作業性、更新・修繕のしやすさにおいて具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●ランニングコスト低減のための工夫について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> </ul>	20	7-3-4
2-5	設備・什器備品等計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会議のハイブリッド化対応（デジタルインフラ強化・デジタルセキュリティー対策）について、将来の動向を予測し具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●施設に対するサイバー攻撃への対策について具体的に提案されているか</li> <li>●コロナ禍を受けた情報通信設備の考え方や、将来の技術革新や多様な演出等への対応方法について具体的に提案されているか</li> <li>●情報通信設備や情報表示設備、防災設備、機械警備設備等について、運営が円滑に行える計画となっているか</li> <li>●各施設の利用シーンについて分析がなされた上で、適切な什器・備品が、必要十分に提案されているか</li> </ul>	20	7-3-5

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
2-6	感染症等への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナ禍を踏まえた今後の会議場利用を想定した施設の感染症対策が具体的に提案されているか</li> <li>●通常の施設利用以外にも防災拠点等として本施設を利用することを踏まえ、感染症等の想定される状況を示したうえで、有効性の高い設備や対応策が具体的に提案されているか</li> </ul>	15	7-3-6
2-7	持続可能性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生可能エネルギーの導入、省エネルギーに寄与する機器・システムの導入等、温室効果ガス排出抑制に十分に配慮した施設整備の提案となっているか</li> <li>●カーボンニュートラルに向けた先進的な技術や取り組みを積極的に導入し、持続可能性に配慮したMICE施設として世界にアピールできるような提案となっているか。</li> <li>●既存施設においては、設備の全面更新にあたって、より省エネルギーに寄与する設備機器や設備システムを導入する等の優れた提案がなされているか</li> <li>●5号館（仮称）の整備により既存の緑地が減少するが、積極的な緑化面積の確保や、利用者に緑の減少を感じられない工夫について、具体的に提案されているか</li> </ul>	20	7-3-7

#### ■既存施設【65点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
2-8	改修の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要求水準に記載されている既存施設の課題を適切に整理した上で、具体的かつ優れた解決策が提案されているか</li> <li>●建築、設備の改修方法を検討するにあたって、適切な調査方法が提案されているか</li> <li>●近隣や既存建物、設備等への影響に配慮した具体的かつ優れた解体・撤去計画が提案されているか</li> </ul>	20	7-3-8
2-9	改修範囲及び改修グレード	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本施設の特性、利用用途や事業期間終了後も含めた長期的使用を踏まえた上で、適切かつ十分な改修範囲、改修グレードが提案されているか</li> <li>●新施設との調和を図り、既存施設も新施設に遜色のないものとなるよう適切かつ十分な改修範囲、改修グレードが提案されているか</li> <li>●既存施設の改修という制約がある中で、ユニバーサルデザイン対応として名古屋市福祉都市環境整備指針の積極的な適用やその他の整備上の配慮がなされた提案となっているか</li> </ul>	35	7-3-9
2-10	音響性能の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センチュリーホール、イベントホール等主要ホールの改修にあたっては、音響性能を低下させない具体的かつ優れた提案がなされているか</li> </ul>	10	7-3-10

■新設施設（5号館（仮称））【90点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
2-11	配置・外構計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存施設との連続性や効率性に優れた配置計画となっているか</li> <li>●利用者や主催者の利便性・安全性を考慮した優れた歩行者動線・車両動線計画（搬出入車両動線計画）となっているか</li> <li>●堀川の浸水空間など周辺の景観に配慮した具体的かつ優れた外構計画、緑化計画となっているか</li> </ul>	20	7-3-11
2-12	建築デザイン性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺施設とのデザインの調和性に配慮した具体的かつ優れた計画となっているか</li> <li>●自然素材や地場の資材及び技術の採用を積極的に検討した、具体的かつ優れた計画になっているか</li> <li>●大規模会議等の併設展示や分科会での利用を前提としつつ、様々なイベントに対応できる空間デザインが具体的に示されているか</li> </ul>	25	7-3-12
2-13	施設計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●展示室及びその他諸室は大規模会議等の併設展示や分科会での利用を前提としつつ、様々なイベントに対応しフレキシブルな運用計画を実現できる仕様、規模、機能となっているか</li> <li>●展示室及び会議室について、来場者が快適に利用できるよう防音、防振、温湿度環境などに配慮した具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●想定される利用者の意向を把握し、利用しやすい諸室の配置となっているか</li> <li>●各諸室の機能、諸室相互の関連及び利用者・主催者の動線を考慮した具体的かつ優れた提案がなされているか</li> </ul>	25	7-3-13
2-14	防災対策・耐震性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全性に配慮した避難対策について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●5号館（仮称）が緊急指定避難場所等の防災機能に用いられる場合を想定した具体的かつ優れた施設計画、設備計画となっているか</li> <li>●建築計画の提案において要求水準を超える性能確保が図れる設計法及び工法が提案されているか</li> </ul>	20	7-3-14

■新設施設（第4立体駐車場（仮称））【30点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
2-15	施設・外構計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者や主催者の利便性・安全性を考慮した具体的かつ優れた歩行者動線計画となっているか。</li> <li>●周辺道路の渋滞緩和や周辺の住宅地に配慮した具体的かつ優れた配置・外構計画となっているか。</li> <li>●周辺の住環境や景観に配慮した具体的かつ優れた外構計画、緑化計画となっているか</li> <li>●光害や車両の走行音、駐車場利用者の視線等、近隣環境への影響に配慮した具体的かつ優れた提案がなされているか</li> </ul>	15	7-3-15
2-16	建築デザイン性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存施設とのデザインの調和性に配慮した具体的かつ優れた計画となっているか</li> <li>●第4立体駐車場（仮称）の壁面について、景観に配慮した具体的かつ優れた計画となっているか</li> </ul>	5	7-3-16
2-17	機器計画	●利用者や主催者の利便性・安全性に考慮しつつ、敷地全体の駐車場を円滑に管理できる管制システムとなっているか	5	7-3-17
2-18	安全性への配慮	●利用者や周辺の歩行者と車両との事故防止のための工夫について具体的かつ優れた提案がなされているか	5	7-3-18

③ 開館準備業務に関する評価【25点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
3-1	開館準備業務の基本方針・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の目的及び方針を踏まえた優れた開館準備方針となっているか</li> <li>●本事業の目的及び方針を実現するために十分な実施体制となっているか</li> </ul>	5	7-4-1
3-2	円滑なリニューアルオープンに向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●前指定管理者との引継ぎ方法について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●利用者や主催者の利便性や分かりやすさに配慮した予約受付システム等の入れ替え、運営方法が具体的に提案されているか</li> <li>●リニューアルオープン時から高い稼働率を達成するための工夫について具体的に提案されているか</li> <li>●リニューアルの広報について、開館後の集客につながる具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●従前の利用者がリニューアル後も利用いただけるための具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●オープニングイベントの実施内容について、リニューアルの周知に効果的な具体的かつ優れた提案がなされているか</li> </ul>	15	7-4-2
3-3	休場中の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休場中の防犯・防災対策について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●休場中の植栽管理、建物完成後の点検について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> </ul>	5	7-4-3

④ 工程に関する評価【15点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
4-1	全体工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重点管理すべき工程が明確化された上で、不測の事態に備えた工程上の余裕を一定程度確保し、確実に竣工が可能なスケジュールとなっているか</li> <li>●外的要因による遅延時の対応策について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●近隣への影響を最小限に抑えることに配慮した工程計画となっており、影響を抑える具体的な工夫が盛り込まれているか</li> <li>●提出資料に関して市の確認に要する期間を十分に確保したスケジュールとなっているか</li> </ul>	15	7-5-1

⑤ 維持管理に関する評価【70点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
5-1	維持管理の基本方針・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の目的及び方針を踏まえた優れた維持管理方針となっているか</li> <li>●本事業の目的及び方針を実現するために十分な実施体制となっているか</li> </ul>	20	7-6-1
5-2	維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の利便性・快適性を確保できる具体的かつ優れた維持管理計画となっているか</li> <li>●事業期間終了時の円滑な引継ぎに備えた具体的な準備・対応になっているか</li> <li>●事業期間終了後の大規模修繕抑制対策として、事業期間中に実施する施策について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●修繕業務に関し、ライフサイクルコスト縮減の観点を取り入れて、予防保全等の的確な実施策（適切な修繕計画策定）が提案されているか</li> <li>●省エネルギーに十分配慮した維持管理計画となっているか</li> <li>●事業期間中に要求水準、提案されたサービス水準を保持するための妥当性のある長期修繕計画書が策定されているか</li> </ul>	25	7-6-2
5-3	建築物等の機能・性能の保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●想定される修繕項目を示したうえで、利用者に配慮した（施設利用に支障がない）対応方法が具体的に提案されているか</li> <li>●想定外の修繕が必要となった場合の対応策について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●建築物等が常に機能・性能を発揮できる最適な状態を保つための優れた提案がなされているか</li> <li>●設計耐用年数（新築 80 年、改修 50 年、立体駐車場 [RC 造の場合 80 年・S 造の場合 60 年]）を想定した修繕項目が十分考慮されているか</li> </ul>	25	7-6-3

⑥ 運営に関する評価【165点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
6-1	運営の基本方針・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の目的及び方針を十分に理解した運営方針となっているか</li> <li>●本事業の目的及び方針を実現するために十分な実施体制となっているか</li> <li>●魅力的で質の高いサービスを提供するための優れた人員体制が提案されているか</li> <li>●持続可能性への貢献に向けた運営面での工夫について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> </ul>	25	7-7-1
6-2	施設運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用ニーズを踏まえた開館日が提案されているか</li> <li>●MICE 利用の促進につながる利用料金体系が提案されているか</li> <li>●周辺道路の渋滞対策（ソフト面）について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●海外を含めた多様な文化や習慣等に配慮したソフト面の取り組みについて具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●利用者からの意見等の受付について、積極的な姿勢が認められるか</li> <li>●利用者からの意見等について、維持管理・運営に生かす優れた提案がなされているか</li> </ul>	25	7-7-2 7-7-2 別紙 (1) 7-7-2 別紙 (2)
6-3	名古屋市が求める MICE 誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政府系国際会議、産業の集積や大学等研究機関の立地を生かした全国的・国際的なコンベンション等、地域経済の活性化、都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上に資する大規模催事について、これまでに本施設で開催されていないものも含めて能動的に誘致を行い、開催件数を伸ばしていく方法について具体的に提案されているか。</li> <li>●大規模会議の誘致を実現するための営業ネットワーク（市、NCVB、大学等関係機関、周辺施設との連携等）について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●今後の名古屋の展望等、中長期的視点に立った効果的な誘致活動について具体的に提案されているか</li> <li>●市等が行うコンベンション等誘致及び誘致後の円滑な開催に向けた協力について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> </ul>	40	7-7-3
6-4	広報・PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高い稼働率を達成するための広報・PR の方法、ターゲットについて具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●都市のブランド向上につながる PR 方法について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●周辺施設（堀川の水辺空間、水上交通、白鳥庭園・白鳥公園等）も含めて本施設の魅力を発信する方法について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●持続可能性への貢献に向けた取り組みを効果的に発信し、本施設の PR に繋げる工夫について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> </ul>	25	7-7-4

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
6-5	災害時における運営計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時における利用者、観客の誘導や危機管理体制等について、具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●本施設が緊急指定避難場所等の防災機能に用いられる際の協力を想定した運営業務実施体制が確保されているか</li> <li>●緊急時における対応について、マニュアル化、訓練方法について、具体的かつ優れた提案がなされているか</li> </ul>	30	7-7-5
6-6	飲食等の利用者利便性向上の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲食等の利用者利便性向上の取り組みについて、具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●ハード・ソフト両面において魅力ある飲食施設が具体的に提案されているか</li> </ul>	20	7-7-6

⑦ 自主事業に関する評価【50点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
7-1	施設の設置目的を効果的に達成するための提案事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンベンション等の誘致促進や、都市の活性化や地域イメージの向上につながる取り組みについて具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●周辺施設（堀川の水辺空間、水上交通、白鳥庭園・白鳥公園等）との連携を通して一体性を高め、一層の魅力向上を図るための具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●地域貢献等その他魅力的な提案がなされているか</li> <li>●事業実施及び収支計画について、具体性、実現性、独創性のある提案がなされているか</li> </ul>	25	7-8-1
7-2	その他利用者サービス向上のための事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の一層の利用促進や利便性向上につながる具体的かつ優れた提案がなされているか</li> <li>●利用者にとって魅力的なサービス、ニーズの変化に対応したサービスを提供するための配慮が十分なされているか</li> <li>●収支計画は妥当かつ事業期間における継続性が認められるものか</li> <li>●リスク管理の方策、業務報告等について具体的かつ優れた提案がなされているか</li> </ul>	25	7-8-2

⑧ 提案全般に関する評価【10点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
8-1	提案全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別評価項目では評価できない提案全体の魅力があるか</li> <li>●事業者独自の方針に基づき一貫性のある提案内容となっているか</li> <li>●提案全体として、バランスのとれた提案となっているか</li> </ul>	10	—



## (2) 価格評価点の算出

入札書の金額に、取引にかかる消費税及び地方消費税の額を加算した金額（以下「提案価格」という。）から、提案した「基本納付金」の5年分の合計額を引いた差分（以下「価格評価額」という。）を用いて、次の算式により「価格評価点」として算出する。

最も低い価格評価額を提示した入札参加者の価格評価点を【200点】満点とし、その他の入札参加者の価格評価点は、提案のうち最も低い価格評価額からの割合に基づき算出する。ただし、有効桁数は小数点第2位とし、小数点第3位は四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{提案のうち最も低い価格評価額}}{\text{当該入札参加者の価格評価額}} \times \text{【200点】}$$

## (3) 総合評価点の算出

提案内容評価点と価格評価点を合計した点数（以下「総合評価点」という）により総合評価する。なお、それぞれの配点を合計し、総合評価点は【1,000点】満点となる。

$$\begin{array}{l} \text{総合評価点} \\ \text{(満点1,000点)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{【提案内容評価点】} \\ \text{(満点800点)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{【価格評価点】} \\ \text{(満点200点)} \end{array}$$

## (4) 総合評価点の確認

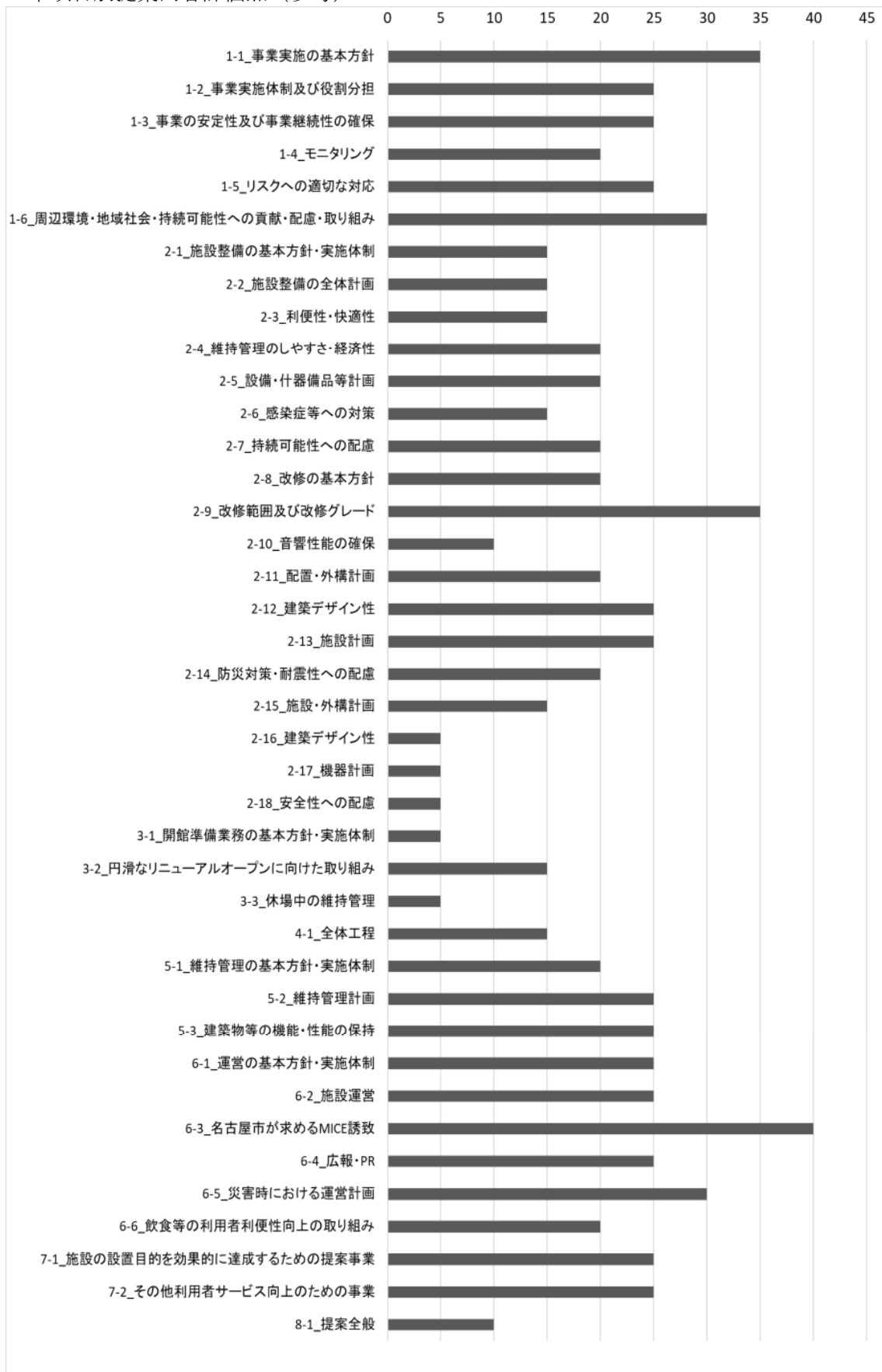
市は、総合評価点が最低総合評価点（【600点】）以上となっていることの確認を行う。最低総合評価点未満の入札参加者は失格とする。

### <提案内容評価点と価格評価点の配点>

大項目	No.	中項目	配点	
①事業実施	1-1	事業実施の基本方針	35	160点 (20%)
	1-2	事業実施体制及び役割分担	25	
	1-3	事業の安定性及び事業継続性の確保	25	
	1-4	モニタリング	20	
	1-5	リスクへの適切な対応	25	
	1-6	周辺環境・地域社会・持続可能性への貢献・配慮・取り組み	30	
②施設整備				305点 (38%)
・共通事項	2-1	施設整備の基本方針・実施体制	15	120点 (15%)
	2-2	施設整備の全体計画	15	
	2-3	利便性・快適性	15	
	2-4	維持管理のしやすさ・経済性	20	
	2-5	設備・什器備品等計画	20	
	2-6	感染症等への対策	15	
	2-7	持続可能性への配慮	20	
・既存施設	2-8	改修の基本方針	20	65点 (8%)
	2-9	改修範囲及び改修グレード	35	
	2-10	音響性能の確保	10	
・新設施設 (5号館(仮称))	2-11	配置・外構計画	20	90点 (11%)
	2-12	建築デザイン性	25	
	2-13	施設計画	25	
	2-14	防災対策・耐震性への配慮	20	
・新設施設	2-15	施設・外構計画	15	30点

大項目	No.	中項目	配点	
(第4 立体駐車場(仮称))	2-16	建築デザイン性	5	(4%)
	2-17	機器計画	5	
	2-18	安全性への配慮	5	
③開館準備業務	3-1	開館準備業務の基本方針・実施体制	5	25点 (3%)
	3-2	円滑なリニューアルオープンに向けた取り組み	15	
	3-3	休場中の維持管理	5	
④工程	4-1	全体工程	15	15点 (2%)
⑤維持管理	5-1	維持管理の基本方針・実施体制	20	70点 (9%)
	5-2	維持管理計画	25	
	5-3	建築物等の機能・性能の保持	25	
⑥運営	6-1	運営の基本方針・実施体制	25	165点 (21%)
	6-2	施設運営	25	
	6-3	MICE 誘致	40	
	6-4	広報・PR	25	
	6-5	災害時における運営計画	30	
	6-6	飲食等の利用者利便性向上の取り組み	20	
⑦自主事業	7-1	施設の設置目的を効果的に達成するための提案事業	25	50点 (6%)
	7-2	その他利用者サービス向上のための事業	25	
⑧提案全般	8-1	提案全般	10	10点 (1%)
提案内容評価点 (α)			800	
価格評価点 (β)			200	
総合評価点 (α + β)			1,000	

< 中項目別提案内容評価点（参考） >



## 第5 優秀提案者の選定

審議会は、入札参加者の提案内容に対して、総合評価点が最も高い提案を行った者を優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

ただし、総合評価点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、当該者にくじを引かせて優秀提案者を選定する。

## 第6 落札者の決定

市は、審議会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。なお、落札者（グループで入札する場合、代表企業又は構成員のいずれかの者）が、落札者決定時から事業契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ② 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

以上